

【資料4】公文書館のみが移管指定した簿冊一覧

前回資料 頁-	保管单位名称	簿冊名称	ファイル 管理番号	作成年度	完結年度	保存期間	移管選別基準 (公文書館指定)	協議結果	協議経過メモ
1	財) 税政部市民税課	商品切手発行税 創設関係資料No 1	36944	昭和48年度		30年	個別の事業及び制度等	不存在	公文書館は、当該簿冊は個別の事業としてガイドライン第7-2-(11)に該当すると判断し、移管指定しました。同名称の簿冊は不存在ですが、商品切手発行税創設時の方針伺いや条例制定原議(写し)等は、原課の方で引き続き保有しております。
2	財) 税政部市民税課	商品切手発行税 創設関係資料No 2 商品切手発行税課 税免除関係資料・表示禁止関係資料	36945	昭和48年度		30年	個別の事業及び制度等	不存在	
3	市) 文化部文化振興課	緊急地域雇用創出特別対策推進事業(写真ライブラリー写真整理及び定点観測)	162341	平成12年度		10年	個別の事業及び制度等	不存在	公文書館は、当該簿冊は個別の事業としてガイドライン第7-2-(11)に該当すると判断し、毎年度移管している簿冊であることから今年度も移管指定しました。当該簿冊は2冊に分冊され登録されておりますが、もう一方の方に関連文書すべて綴られていることが確認でき、そちらを移管予定です。
4	市) 文化部文化振興課	札幌交響楽団収支改善検討委員会関係	164682	平成14年度		10年	個別の事業及び制度等	不存在	考えられる書庫、書棚を探したが、該当の簿冊は見つかりませんでした。
5	市) 文化部文化振興課	北海道劇場関係(仮称サッポロシアター)	10006440	平成16年度		18年	個別の事業及び制度等	不存在	公文書館は、当該簿冊は個別の事業としてガイドライン第7-2-(11)に該当すると判断し、移管指定しました。当該簿冊と思しき簿冊はあるものの、手持ち資料等軽易な文書でした。また北海道劇場についての道庁との連絡窓口となっていた主管課は、(政)政策調整課であり、そちらの課で詳細な記録が現用文書(保存期間30年)として保存されております。
6	ス) スポーツ部企画事業課	2002ワールドカップサッカー(1992-1995 出願書、自治体連絡会議)	130354	平成22年度		10年	その他	不存在	公文書館は、当該簿冊は大規模なイベントとしてガイドライン第7-4に該当すると判断し、移管指定しました。同名称の簿冊はありませんでしたが、同じ保存箱の中にある「ワールドカップ起案綴り」と書かれた簿冊に出願書や自治体連絡会議が綴られており、こちらを移管することとしております。
7	環) 処理場管理事務所	災害用移動式公衆便所取扱要綱改正原議	52021	平成2年度	平成4年度	30年	要綱・要領・指針等の制定改廃	不存在	公文書館は、当該簿冊は要綱改正のためガイドライン第7-2-(12)に該当すると判断し、移管指定しました。同名称の前年度に発生した簿冊は既に移管しておりますが、こちらの平成2年度には改正を行っていないにもかかわらず、登録のみがされていたものです。
8	下) 事業推進部河川管理課	あいの里修景水路しゅん工図(ポンプ施設)	159882	平成23年度		10年	個別の事業及び制度等	不存在	公文書館は、当該簿冊は市の施設の経緯が分かる文書であり、ガイドライン第7-2-(11)に該当すると判断し、移管指定しました。 しかし、原課より継続的に業務で使用される文書であることから延長の申し出があり、原課の方で常用文書に変更しました。システム上、ファイル管理番号が変更となることから、旧番号の簿冊は不存在扱いとしております。
9	下) 事業推進部河川管理課	あいの里修景水路関係綴	159883	平成23年度		10年	個別の事業及び制度等	不存在	
10	(資料3) 272-17 消) 予防部予防課	火災調査書(10年・1948~1981)	10154309	昭和23年度		10年	その他	廃棄	火災調査書とは主に死者が発生した火災で作成される公文書です。 公文書館は、当該簿冊は古い年代の調査書であり、ガイドライン第7-4に該当すると判断し、移管指定しました。協議の中で調査書の内容は、行政資料である「火災統計」に、火災の種類別出火率、時間帯別や原因別の火災状況、死因別死者数などの情報が反映されていることから、移管取消(=廃棄)としました。なお、火災調査書(1948-1981)には30年保存の簿冊もあり、こちらは殉職者が発生した火災等が対象となっております。(令和6年度に移管予定)
11	(資料3) 71-1849 東) 市民部総務企画課	委員会人事関係	129409	平成4年度		30年	議会の会議録・議案・報告等	廃棄	公文書館は、当該簿冊は選挙管理委員会の人事関係としてガイドライン第7-2-(2)に該当すると判断し、移管指定しました。 原課との協議の中で、当該簿冊の内容は、委員選任に係る式次第や議会から送付された個別の委員の承諾書の写しなどであることが確認されました。東区選管委員長の選任等の重要公文書は、別簿冊に綴られていることを確認したため、移管取消しとしました。
12	南) 市民部総務企画課	委員会議案原議	51155	平成2年度	平成4年度	30年	法令に基づく計画 その他の計画	不存在	考えられる書庫、書棚を探したが、該当の簿冊は見つかりませんでした。
13	南) 市民部総務企画課	委員会会議録	51156	平成2年度	平成4年度	30年	法令に基づく計画 その他の計画	不存在	